

第273回鳥取県内水面漁場管理委員会

- 1 日 時 平成30年4月19日(木) 午後1時30分から
- 2 場 所 ホテルセントパレス倉吉
- 3 出席者 委員：安藤会長、寺崎委員、絹見委員、西本委員、竹内委員、水谷委員
事務局：平野事務局長、石原事務局次長、高橋書記
鳥取県：水産課 丹下係長
鳥取県栽培漁業センター：田中研究員
- 4 傍聴者 なし
- 5 議 事
- (1) 漁業権切替えに係る漁場計画(案)について(諮問)
 - (2) 公聴会の開催計画について

〈議事経過及び結果について〉

事務局長による開会の宣言、会長による挨拶の後、会長が議事録署名人として西本委員、寺崎委員を指名した後、議事に入った。

議 事

- (1) 漁業権切替えに係る漁場計画(案)について(諮問)
〔原案に同意する旨決議された〕

平野事務局長が諮問文を読み上げ、高橋書記が資料1に基づいて説明した。

〔安藤会長〕

委員から意見はあるか。よろしいか。

〔委員一同〕

はい。

〔安藤会長〕

それでは、原案通り進めるよう。

- (2) 公聴会の開催計画について

〔原案に同意する旨決議された〕

事務局が資料2に基づいて説明した。

〔安藤会長〕

公聴会の雰囲気はどのようなものか。

〔平野事務局長〕

公聴会に参加するのは、利害関係者ということであり、双方の相異なる利害関係者からの意見を聴いてどちらの意見を反映させるのか決定する。今回の漁業権免許については、湖山池漁協の希望を全て満たしており、県の土木部局や環境部局等の他の機関から漁業権免許をすることに、反対意見は出ていないので、公聴会で意見等があっても、現状追認の意見であろうと想定している。

〔安藤会長〕

委員も参加するのか。

〔平野事務局長〕

そうだ。委員に対して公述人が意見を述べる。委員は公述人に対し、質問することができるが、公述人は委員に対して物申すことは出来ない。最終的に、原案通り答申をするのか、公述人の意見に基づいて、原案を変更して答申するのか判断していただく。

〔安藤会長〕

会の進行は会長か。

〔平野事務局長〕

そうだ。

〔絹見委員〕

公述人は何人くらい来るのか。

〔平野事務局長〕

過去は、多くても2人。0人の場合もある。

〔安藤会長〕

原案通りとしてよろしいか。

〔委員一同〕

はい。

〔安藤会長〕

それでは、原案通り進めるよう。

閉 会

〔高橋書記〕

以上で第273回委員会を閉会する。

議長 会長

署名委員

署名委員